

日欧 EPA 日本税関による検認実施

May 2020

In brief

日欧 EPA が発効して 1 年以上が経ち、日本税関は、同 EPA による特恵税率を適用して輸入された物品が実際に原産地規則を充足していることを確認する「検認」を行っています。同 EPA を適用して日本に輸入している企業は、検認に備えることが重要です。また、原産地に関する申告をして輸出する日本企業も、EU 当局による検認への対策をとる必要があります。

In detail

2019 年 2 月 1 日に経済上の連携に関する日本国と欧洲連合との間の協定(以下「日欧 EPA」)が発効して 1 年以上が経ち、日本税関による検認が散見されます。当該検認では、日本税関は日欧 EPA を適用して輸入申告をした輸入者を対象に、実際に輸入された物品が輸入時に原産地規則を満たしていたかを事後的に確認します。

日欧 EPA を適用して輸入する場合、原産地規則を満たしていることの確認に加え、その原産性を十分に裏付ける証明書類を保存することも大切です。原産性を証明できないと認められた場合、事後的に日欧 EPA の適用が否定され、関税の不足分の支払に加え、延滞税、過少申告加算税等が課される可能性があります。輸入者は、証明書類を少なくとも 3 年間保存しなければならないとされています。

日本の輸入者が検討すべき対策(輸入者の知識で輸入している場合)

輸入者の知識で日欧 EPA を適用して輸入している場合、輸入物品が原産地規則を満たすことを輸入者において十分に証明できなければなりません。そのため輸入者は、原産性判定プロセスが適切か、また社内の書類保存が徹底されているか等内部監査を行うことが重要です。また、輸入物品そのものが原産品であることを証明する一環で、その輸入物品の原材料の原産性証明が求められる事もあるので、原材料に関する原産性の情報を事前に入手するか、必要に応じて入手できるようにしておくことが必要になります。よって原材料を供給するサプライヤーに対しても、適切に原産性の判定が行われ、それらの情報が必要期間保存されているか確認することが望ましいとされます。

検認の結果、原産品として申告された物品が実際に原産地規則を満たしていなかったと認められた場合、過少申告加算税等が課されることがあります。ただし輸入者がこのような誤りを自ら発見し、検認の通知前に自主的に税関に申告した場合、加算税は課されず、税關に対して支払うべきコストは不足分の関税および延滞税のみになります。

日本の輸入者が検討すべき対策(原産地に関する申告で輸入している場合)

輸出者が作成した原産地に関する申告で輸入申告を行っている場合、原則として当該原産地に関する申告以外の書類を保存する必要はありません。ただし日本税関は、EU 圏内の各税關を通じて、EU の輸出者にその原産性を確認します。たとえ輸出者側で原産性の判定を行っている場合でも、その原産性の証明ができない場合、追徴の対象となるのは輸入者です。よって、輸入者は、輸出者に日欧 EPA の原産地規則を理解してもらうために指導することも重要と考えられます。

日本の輸出者が検討すべき対策

日本で検認が行われているということは、同様に EU でも検認の件数が今後増えていくことが想定されます。EU 向けの輸出物品について原産地に関する申告を行っている日本企業は、EU における税関の検認の一環として日本税関から連絡が入る可能性があります。そのため、日本の輸出者においても原産性判定プロセスについて内部監査を行い、日欧 EPA が輸出者に課しているとおり、全ての関連書類を 4 年以上保管する方針になっていることを確認することが重要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

www.pwc.com/jp/customs

ディレクター

Robert Olson

シニアマネージャー

芦野 大

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.